第1 審査会の結論

審査請求人からの「平成24年12月6日警察庁が開示決定した行政文書「都道府県別捜査調査対象者数 H24.11.1現在」(別紙、添付資料参照)に掲載されている長崎県警察本部が所管する単独及び共管・主の合計16名について個別に年齢・性別・特徴・失踪年月日・失踪場所等が記載された文書の情報公開を請求致します。」との公文書開示請求につき、長崎県警察本部長(以下「処分庁」という。)が長崎県情報公開条例(平成13年長崎県条例第1号。以下「条例」という。)の規定により部分開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

審査請求人は、平成25年1月19日付けで、条例第6条第1項の規定により処分 庁に対して、「平成24年12月6日警察庁が開示決定した行政文書「都道府県別捜 査調査対象者数 H24.11.1現在」(別紙、添付資料参照)に掲載されている長崎県 警察本部が所管する単独及び共管・主の合計16名について個別に年齢・性別・特 徴・失踪年月日・失踪場所等が記載された文書の情報公開を請求致します。」と の開示請求を行った。

2 処分の内容

処分庁は、上記開示請求に対し、

捜査・調査対象者個人カード 16名分

を特定し、平成25年2月4日付けで部分開示決定(以下「本件処分」という。) を行い、開示しない部分、根拠及びその理由を次のとおり審査請求人に対し通知 した。

(1) 開示しない部分

- ア 「行方不明者の人定等」欄に記載された特定個人の氏名、本籍(国籍) 住所、職業、最終学歴及び前学歴、体格等及びその他の身体特徴並びに貼付 された同人の写真
- イ 「行方不明時の状況等」欄に記載された特定個人に関する行方不明年月日 及び場所並びに同人の行方不明時の状況及び当時の服装・所持品等
- ウ 「家族関係」欄に記載された個人情報

(2) 根拠

条例第7条第1号(個人情報)

条例第7条第3号(犯罪捜査情報)

条例第7条第5号(行政運営情報)

(3) 開示しない理由

ア 個人情報を理由に開示しない理由

開示しない部分は、特定の個人を識別でき、また他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報に該当し、かつ条例第7条第1号ただし書のいずれにも該当せず、さらに特定の個人を識別することができない記載内容についても、当該個人の権利利益を侵害するおそれのある情報に該当するため

イ 犯罪捜査情報を理由に開示しない理由

開示しない部分は、現に捜査中の情報であり、公にすることによって、当 該捜査等に支障を及ぼすおそれがあるため

ウ 行政運営情報を理由に開示しない理由

開示しない部分は、行方不明者の捜査方針等を決定するための情報であって、公にすることにより、関係者の信用を損ない、その後の情報が得られなくなるなど、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

3 審査請求について

審査請求人は、本件処分を不服として、平成25年2月8日付けで、処分庁の上級行政庁である長崎県公安委員会(以下「諮問庁」という。)に対し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定により審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

本件審査請求の趣旨は「情報公開の開示請求していた項目一切を個人情報、犯罪 捜査情報、行政運営情報を理由に個人が特定できない部分まで開示を拒否している が、個人が特定できない範囲で開示すべきである。」というものであり、審査請求 人の主張は、審査請求書、反論書及び意見書によれば、おおむね次のとおりである。

- 1 特定の民間調査団体が、行方不明者270名の情報をインターネットやポスター等で公開し情報提供を求め、さらに自治体や政府が主催する拉致問題啓発集会等において、特定失踪者家族らを参加・登壇させるなど真相究明に向けて積極的な行動が行われていることから、「慣行として公にされ、又は公にすることが必要である情報」に該当する。
- 2 可能な限り開示することにより、拉致問題の真相究明と「生命の保護」を目的 とした救出にもつながり、「人の生命を保護するため、公にすることが必要な情報」に該当する。
- 3 公開することによって、県民の拉致問題への関心を高め、犯罪予防に役立つこと及び安易な対抗措置や隠蔽工作活動ができない状況を作り出すことができ、捜査に支障をきたすことはない。

4 警察に任せていても進展がなく、早期解決の思いから民間の調査機関に依頼して情報公開に踏み切ったと推察され、公開することによって行方不明者の家族や親族との信頼関係が損なわれる訳でなく、行方不明者の届出人等関係者の心情や要望を真摯に受け止め、今後の捜査活動に対する懸念材料の予防と対策及び家族等に対する不法な侵害に万全を期した上で、家族等の要望・了承があれば情報を公開していくことは当然である。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によれば、おおむね次のとおりである。

1 本件開示請求に係る特定した公文書及び記載内容について

本件開示請求に係る特定した公文書は、北朝鮮による拉致の疑いを排除できない行方不明者(以下単に「行方不明者」という。)に係る捜査及び調査結果を記載した

「捜査・調査対象者個人カード16名分」

である。

当該公文書は、処分庁が行方不明者の家族等関係者から聴取するなどして判明 した「行方不明者の人定、身体特徴」「行方不明時の状況、捜査結果」「家族等 関係者の人定」等が記載されている。

2 部分開示とした理由

処分庁は、特定した公文書のうち

- ・ 「行方不明者の人定等」欄に記載された特定個人の氏名、本籍(国籍) 住所、職業、最終学歴及び前学歴、体格等及びその他の身体特徴並びに 貼付された同人の写真(以下「行方不明者の人定等」という。)
- 「行方不明時の状況等」欄に記載された特定個人に関する行方不明年 月日及び場所並びに同人の行方不明時の状況及び当時の服装・所持品等 (以下「行方不明時の状況等」という。)
- ・ 「家族関係」欄に記載された個人情報(以下「家族関係情報」という。) の各部分について、

条例第7条第1号(個人情報)

条例第7条第3号(犯罪捜査情報)

条例第7条第5号(行政運営情報)

のそれぞれの理由に該当するとして不開示としている。

- 3 条例第7条第1号(個人情報)の該当性について
 - (1) 行方不明者の人定等について

行方不明者の人定等は、特定個人を識別することができる情報に該当し、条例第7条第1号ただし書のいずれにも該当しないことから、条例第7条第1号 (個人情報)に該当するとして不開示とした。

(2) 行方不明時の状況等について

行方不明時の状況等には、行方不明者に係る行方不明年月日、場所及び行方不明時の状況及び当時の服装、所持品等並びに家族等関係者の氏名、聴取内容等が記載されており、これらの情報は、特定個人を識別することができ、また他の情報と照合することにより特定個人を識別することができる情報に該当し、個人を識別できない情報についても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報に該当し、条例第7条第1号ただし書のいずれにも該当しないことから、条例第7条第1号(個人情報)に該当するとして不開示とした。

(3) 家族関係情報について

家族関係情報は、特定個人を識別することができる情報に該当し、条例第7条第1号ただし書のいずれにも該当しないことから、条例第7条第1号(個人情報)に該当するとして不開示とした。

4 条例第7条第3号(犯罪捜査情報)の該当性について

(1) 行方不明者の人定等について

行方不明者の人定等は、行方不明者の氏名、生年月日等であり、公にすることにより、特定人物について警察が北朝鮮による拉致の疑いを排除できないとして現に捜査中であることが明らかとなり、これら捜査活動に対する対抗措置、証拠隠滅が図られ、当該捜査に支障を及ぼすおそれがある。また、公にすることにより、当該行方不明者が特定されることとなり、その結果、これら行方不明者等の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある。したがって、公にすることにより、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められ、条例第7条第3号(犯罪捜査情報)に該当するとして不開示とした。

(2) 行方不明時の状況等について

行方不明時の状況等は、行方不明者が所在不明となった当時の状況等に関する情報であり、公にすることにより、特定人物について警察が北朝鮮による拉致の疑いを排除できないとして現に捜査中であることが明らかとなり、これら捜査活動に対する対抗措置、証拠隠滅が図られ、当該捜査に支障を及ぼすおそれがある。また、公にすることにより、行方不明者、家族等関係者が特定され、その結果、これらの行方不明者等の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある。したがって、公にすることにより、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められ、条例第7条第3号(犯罪捜査情報)に該当するとして不開示とした。

(3) 家族関係情報について

家族関係情報は、行方不明者の家族等の氏名、生年月日等であり、公にすることにより、特定人物について警察が北朝鮮による拉致の疑いを排除できないとして現に捜査中であることが判明し、これら捜査活動に対する対抗措置、証拠隠滅が図られ、当該捜査に支障を及ぼすおそれがある。また、公にすることにより、行方不明者の家族が特定されることとなり、その結果、これら行方不明者の家族等の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある。したがって、公にすることにより、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められ、条例第7条第3号(犯罪捜査情報)に該当するとして不開示とした。

5 条例第7条第5号(行政運営情報)の該当性について

(1) 行方不明者の人定等について

行方不明者の人定等は、行方不明者の氏名、生年月日等であり、当該行方不明者の親族等関係者から聴取する等して判明した情報にあっては、公にすることにより、届出人や家族等関係者との信頼関係が著しく損なわれ、今後の捜査及び調査への協力が得られなくなり、行方不明者の発見活動等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第7条第5号(行政運営情報)に該当するとして不開示とした。

(2) 行方不明時の状況等について

行方不明時の状況等は、行方不明者が所在不明となった当時の状況等であり、 当該行方不明者の捜査方針等を決定するために必要な情報にあっては、家族等 関係者に対する聴取、調査により判明したもので、公にすることにより、届出 人や家族等関係者等との信頼関係が著しく損なわれ、今後当該行方不明者に係 る捜査方針等を決定するための必要な情報や協力が得られなくなり、行方不明 者の発見活動等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第 7条第5号(行政運営情報)に該当するとして不開示とした。

(3) 家族関係情報について

家族関係情報は、行方不明者の家族等の氏名、生年月日等であり、家族等関係者による聴取、調査等により判明した情報にあっては、公にすることにより、家族等関係者との信頼関係が著しく損なわれ、今後の捜査及び調査への協力が得られなくなるなど、行方不明者の発見活動等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第7条第5号(行政運営情報)に該当するとして不開示とした。

6 審査請求の趣旨及び理由に関する意見

審査請求人は

「情報公開の開示請求していた項目一切を個人情報、犯罪捜査情報、行政

運営情報を理由に個人が特定できない部分まで開示を拒否しているが、個人が特定できない範囲で開示すべきである。」

と主張している。

しかし、不開示とした部分は

- 条例第7条第1号(個人情報)
- 条例第7条第3号(犯罪捜査情報)
- 条例第7条第5号(行政運営情報)

に該当することは明らかであり、公にする理由が認められない。

また、請求人は特定の民間調査団体が、全国から470名もの失踪者について公開・非公開の調査を行っており、公開分約270名は、顔写真、失踪年月日、失踪時の状況や年齢なども公開していることから、家族や親類縁者の了承のもと公開しても個人情報侵害には当たらず、当該失踪者の個人情報が慣行として公にされており、これに基づく開示を求めているものと思われるが、特定の団体が公開していることをもって、実施機関が保有する個人情報が慣行として公になっているものではないので、条例第7条第1号ただし書にいう

「法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にする ことが予定されている情報」

には該当せず、本件処分は妥当であったと判断した。

第5 審査会の判断理由

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、本件開示請求の内容及び実施機関からの説明により、

捜査・調査対象者個人カード 16名分

と認めた。

実施機関は、本件対象公文書のうち不開示部分については、条例第7条第1号 (個人情報)、同第3号(犯罪捜査情報)、同第5号(行政運営情報)のそれぞれの理由に該当するとして、不開示としている。

- 2 条例第7条第1号の該当性について
 - (1) 条例の規定について

実施機関が本件処分において不開示の理由としている条例第7条第1号の規 定は次のとおりである。

個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予 定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要 であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行 に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該 職務遂行の内容に係る部分
- (2) 不開示部分の条例第7条第1号本文の該当性について

ア 行方不明者の人定等

行方不明者の人定等に記載された特定個人の氏名、本籍(国籍) 住所、職業、最終学歴及び前学歴、体格等及びその他の身体特徴並びに貼付された同人の写真は個人情報に該当し、一体として特定の個人を識別することができる情報に該当することから不開示が妥当である。

イ 行方不明時の状況等

行方不明時の状況等には、行方不明者に係る行方不明年月日、場所及び行方不明時の状況及び当時の服装、所持品等並びに家族等関係者の氏名、聴取内容等が記載されており、これらの情報は、特定の個人が識別でき、また他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報に該当し、個人を識別できない情報についても、通常他人に知られたくない極めて私的な情報であり、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報と認められることから不開示が妥当である。

ウ 家族関係情報

家族関係情報に記載された行方不明者の家族等の住所、氏名、生年月日、 職業等は個人情報に該当し、特定の個人を識別することができる情報に該当 することから不開示が妥当である。

(3) 条例第7条第1号ただし書の該当性について

ア ただし書アについて

「行方不明者の人定等」「行方不明時の状況等」「家族関係情報」は、行 方不明者について、警察が独自の捜査・調査等により判明した内容等が記載 されている。

審査請求人は、特定の民間調査団体が、「行方不明者270名の情報をインターネットやポスター等で公開していることから、慣行として公にされ、又は公にすることが必要である情報に該当する。」旨主張しているが、同調査団体が、独自の調査で得た情報をインターネットのホームページ等で公開しているのであって、実施機関が自ら公表しているものではないことから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められな

L10

イ ただし書イについて

「行方不明者の人定等」「行方不明時の状況等」「家族関係情報」は、行方不明者、家族等関係者の特定の個人が識別でき、また他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報に該当し、個人を識別できない情報についても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記載されている。

審査請求人は、可能な限り開示することにより、拉致問題の真相究明と「生命の保護」を目的とした救出にもつながり「人の生命を保護するため、公にすることが必要である情報」に該当する旨主張しているが、ただし書イの規定は、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことによる個人の権利利益を比較衡量し、前者の利益が後者のそれを上回るときにはこれを開示するという趣旨である。本件においては、公にされることにより生命等が危険にさらされるおそれがあるのは、当該情報に係る個人であることは明白であり、個人を識別できる部分を除いたとしても、公にすることにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあり、ただし書イには該当しない。

ウ ただし書ウについて

「行方不明者の人定等」「家族関係情報」は、公務員の職務の遂行に係る 情報ではなく、ただし書ウには該当しない。

3 条例第7条第3号の該当性について

(1) 条例の規定について

実施機関が本件処分において不開示の理由としている条例第7条第3号の規 定は次のとおりである。

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の 執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実 施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(2) 不開示部分の条例第7条第3号の該当性について

「行方不明者の人定等」「行方不明時の状況等」「家族関係情報」は、行方不明者、家族等関係者に係る情報であり、公にすることにより、特定人物について警察が行方不明者として現に捜査中であることが明らかとなり、これら捜査活動に対する対抗措置、証拠隠滅が図られ、当該捜査に支障を及ぼすおそれがある。また、公にすることにより、行方不明者、家族等関係者が特定され、その結果、これら行方不明者等の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある。したがって、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすお

それがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報に該当すると認められる。

- 4 条例第7条第5号の該当性について
 - (1) 条例の規定について

実施機関が本件処分において不開示の理由としている条例第7条第5号の規定は次のとおりである。

県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人 又は地方三公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすること により、次に掲げるおそれその他の当該事務又は事業の性質上、当該事務 又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を 困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはそ の発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他 の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社の財産上の利益又は 当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害 するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼ すおそれ
- オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、 地方独立行政法人又は地方三公社に係る事業に関し、その企業経営上の 正当な利益を害するおそれ
- (2) 不開示部分の条例第7条第5号の該当性について

「行方不明者の人定等」「行方不明時の状況等」「家族関係情報」は、家族等関係者等からの聴取、調査等により判明した行方不明者、家族等関係者に係る情報である。当該行方不明者の捜査方針等を決定するために必要な情報にあっては、公にすることにより、行方不明者の届出人や家族等関係者との信頼関係が著しく損なわれ、今後必要な情報や協力が得られなくなり、行方不明者の発見活動等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

5 審査請求人のその他の主張について

その他審査請求人は、種々主張しているが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審查経過
平成25年 3 月14日	・実施機関から諮問書を受理
平成25年 3 月29日	・実施機関から理由説明書を受理
平成25年 4 月16日	・審査請求人から意見書を受理
平成25年 5 月24日	・審査会(審査)
平成25年 6 月25日	・審査会(審査)
平成25年7月9日	・答申

長崎県情報公開審査会委員名簿

氏 名	役	備考
大 内 和 直	長崎大学経済学部教授	会 長
石橋龍太郎	弁護士	会長職務代理者
大島信裕	長崎新聞社総務局次長兼経営企画室長	
福村喜美子	NPO法人グリーンクラフトツーリズム 研究会はさみつんなむ会会長	
山 中 英 子	司法書士・行政書士	